改正前厚年令第三条の十の二	法第六十条第一項第二号	月数（当該退職共済年金の受給権者が老齢厚生年金（法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。）
改正前厚年令第三条の十の二第二号	国家公務員共済組合法による	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第一項第二号
改正前厚年令第三条の十の二第三号	地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
改正前厚年令第三条の十の二第四号	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
改正前厚年令第三条の十の三	法第六十条第一項第二号ロ	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第一項第二号ロ
改正前厚年令第三条の十の三第一号	国家公務員共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三条の十の三第二号	地方公務員等共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法
改正前厚年令第三条の十の三第三号	私立学校教職員共済法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法
改正前厚年令第三条の十の三第四号	国家公務員共済組合法	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三条の十の四	法第六十条第一項第二号ロ	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第一項第二号ロ
改正前厚年令第三条の十の四第一号	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち
改正前厚年令第三条の十の四第二号	地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
改正前厚年令第三条の十の四第二号	同法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
改正前厚年令第三条の十の四第二号	同法第七十六条第二項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項
改正前厚年令第三条の十の四第三号	私立学校教職員共済法による	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち
改正前厚年令第三条の十の四第三号	同法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法
改正前厚年令第三条の十の四第三号	国家公務員共済組合法	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法

改正前厚年令第三条の十の五	法第六十条第二項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第二項
改正前厚年令第三条の十の五第一号	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）
改正前厚年令第三条の十の五第二号	地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）
改正前厚年令第三条の十の五第三号	私立学校教職員共済法	平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）
	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三条の十の六	法第六十条第二項第一号イ	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第二項第一号イ
改正前厚年令第三条の十の六第一号	国家公務員共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三条の十の六第二号	地方公務員等共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法
改正前厚年令第三条の十の六第三号	私立学校教職員共済法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法
	国家公務員共済組合法	例による平成二十四年一元化法改正前国共済法
改正前厚年令第三条の十の七	法第六十条第二項第一号ロ	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第二項第一号ロ
改正前厚年令第三条の十の七第一項第一号	国家公務員共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち
	同法及び地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金及び平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
改正前厚年令第三条の十の七第一項第二号	国家公務員共済組合法第七十四条第二項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項
	地方公務員等共済組合法による遺族共済年金	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金
	国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による	平成二十四年一元化法改正前国共済年金及び平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
	同法による	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち
	同法第七十六条第二項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条第二項